

見積合せの心得

1 見積書記載金額

落札決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積合せ参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

2 見積書記載事項等

見積書には、次のことを記載しなければならない。

- (1) 見積合せ年月日
- (2) 頭書きに「見積書」である旨記載
- (3) 見積金額
- (4) 見積合せ委託事業名
- (5) あて名（岩手県知事あてとする。なお、氏名の記入は不要とする。記載例：岩手県知事 様）
- (6) 見積合せ参加者住所・氏名（委任された者が見積合せを行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名、頭書きに「代理人」と記載する。）

3 見積合せ等

- (1) 見積合せ参加者は、代理人に見積合せをさせるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (2) 郵送による見積合せは、認めない。
- (3) 再度見積合せを行う場合の見積合せ参加者は、当該見積合せを辞退する者を除き、最初の見積合せにおける見積合せ参加者のみとする。

4 見積合せの無効

次の各号のいずれかに該当する見積合せは無効とする。

- (1) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する見積合せ
- (2) 見積に参加する資格を有しない者のした見積合せ
- (3) 委任状を持参しない代理人のした見積合せ
- (4) 委任状において見積書に押印する受任者の「印」を定めている場合で見積書に当該押印の無い見積合せ
- (5) 金額を訂正した見積合せ
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない見積合せ
- (7) 明らかに連合によると認められる見積合せ
- (8) 同一委託事業の見積について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の見積合せ
- (9) 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした見積合せ
- (10) その他見積合せに関する条件に違反した見積合せ

5 落札者の決定

- (1) 見積合せを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積合せした者を落札者とする。
- (2) 見積合せ執行回数は、定めない。
- (3) 落札者となるべき同価格の見積合せをした者が2人以上あるときは、直ちに、当該見積合せをした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該見積合せをした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせる。

6 見積合せの辞退

- (1) 指名を受けた者は、見積合せ執行の完了に至るまでは、いつでも見積合せを辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、見積合せを辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。

ア 見積合せ執行前にあつては、見積合せ辞退届を見積合せ担当者に直接持参、郵送（見積合せ日の前日までに到達するものに限る。）、ファクシミリ送信又は電子メールに添付し送信すること。

イ 見積合せ執行中にあつては、見積合せ辞退届又はその旨を明記した見積書を、見積合せを執行する職員に直接提出すること。

- (3) 見積合せを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

7 公正な見積合せの確保

- (1) 見積合せ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 見積合せ参加者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積合せ参加者と見積価格又は見積合せ意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。
- (3) 見積合せ参加者は、落札者の決定前に、他の見積合せ参加者に対して見積合せ価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 見積参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積合せを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積合せ参加者を見積合せに参加させず、又は見積合せの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 見積合せ辞退者が多数生じ、見積合せの趣旨が失われると認められる場合には、見積合せを取りやめることがある。

別添 書式例（代表者が提出する見積書）

年 月 日

岩手県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

法人登録している場合は代表者印を、個人の場合は個人印を使用すること。
なお、押印を省略する場合は、見積合せ出席者の本人確認を行うため、見積合せ執行前に身分証明書等（運転免許証、社員証など本人写真のあるもの。名刺は不可。）を提示すること。

見 積 書

一金 _____ 円

金額の頭部に、「¥」記号を記載すること。

業 務 名

業 務 場 所

※この書式例は、あくまでも例示であることから、この様式によらない場合でも見積り合せに参加できます。

なお、見積合せ事務の円滑な執行の観点から、できる限りこの書式例によることを推奨します。
また、この書式例によらず書類を提出する場合でも、記載内容に留意願います。

別添 書式例（代理人が提出する見積書）

年 月 日

岩手県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
上記代理人

印

委任状に記載の代理人の記名押印をすること。（代表者の印は不要です。）
なお、押印を省略する場合は、見積合せ出席者の本人確認を行うため、見積合せ執行前に身分証明書等（運転免許証、社員証など本人写真のあるもの。名刺は不可。）を提示すること。

見 積 書

一金 _____ 円

金額の頭部に、「¥」記号を記載すること。

業 務 名

業 務 場 所

※この書式例は、あくまでも例示であることから、この様式によらない場合でも見積り合せに参加できます。

なお、見積合せ事務の円滑な執行の観点から、できる限りこの書式例によることを推奨します。
また、この書式例によらず書類を提出する場合でも、記載内容に留意願います。

委 任 状

年 月 日

岩手県知事 様

住 所
(委任者) 商号又は名称
代表者氏名

印

代 理 人
使 用 印

法人登録している場合は代表者印を、
個人の場合は個人印を使用すること。
なお、この印は省略できません。

私は、(代理人の氏名)  を代理人と定め、下記業務に係る見積りに関する一切の権限を委任
します。

この印は省略することができます。
なお、押印する場合は、見積書の押印は省略できません。

記

業 務 名

業 務 場 所

※この書式例は、あくまでも例示であることから、この様式によらない場合でも見積合せに参加できます。

なお、見積合せ事務の円滑な執行の観点から、できる限りこの書式例によることを推奨します。

また、この書式例によらず書類を提出する場合でも、記載内容に留意願います。

年 月 日

岩手県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

辞 退 届

下記の業務について通知を受けましたが、都合により見積合せを辞退します。

記

1 業務名

2 業務場所

3 見積合せ日 年 月 日

4 担当者

職 名
氏 名
電子メールアドレス
T E L
F A X

(注) 急な事情により見積合せ期日当日に参加できなくなった場合は、事前に電話連絡のうえ、すみやかに見積合せ辞退届を提出のこと。